

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

固定資産税は土地・家屋のほか、事業で使用する構築物や機械、器具、備品など減価償却費として計上される償却資産にも課税されます。町内に償却資産を所有している方は、法律に基づき、毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。

◆償却資産とは◆

個人・法人で事業を営んでいる方が、その事業に用いるために所有している構築物、機械及び装置、工具、器具、備品など(土地・家屋を除く)のことです。なお、無形減価償却資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の対象となるものは償却資産の対象外です。

※申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

ー 例

共通	建設業	小売業
・パソコン ・エアコン ・看板 ・応接セット ・外構工事(フェンス、外灯、門扉 など) ・舗装路面 ・工具 ・壁面文字	・大型特殊自動車(パワーショベル、フォークリフト など) ・発電機	・陳列ケース ・冷蔵庫 / 冷凍庫 ・レジスター
	製造業	農業
	・製造機械設備 ・機械の排水設備	・ビニールハウス ・保冷库
	売電事業	医(歯科)業、クリーニング業
	・太陽光発電設備一式(屋根材一体型を除く)	・医療機器(手術機器 など) ・洗濯機、乾燥機

◆申告が必要な方◆

- 令和6年1月1日現在、町内で事業を営んでいる個人または法人
- 令和6年1月1日現在、町内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人・法人

◆申告期限◆

令和6年1月31日(水)

◆申告について◆

- ・新たに事業を始められた方や町外へ移転、事業の廃止など、申告に該当する資産がなくなった方も申告が必要です。
- ・昨年まで申告している方は1年間の償却資産の増/減を申告してください。
※昨年申告のあった方には申告用紙を郵送しています。新たに申告する方や、申告書が届かない方はご連絡ください。また、鏡野町のホームページからもダウンロードすることができます。
- ・eLTAX(エルタックス)による電子申告も利用できます。(https://www.eltax.lta.go.jp)

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 担当:道前 電話(0868)54-2985